

万国郵便連合一般規則の第四追加議定書



## 万国郵便連合一般規則の第四追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

### 第一条

一般規則第一百七条を次のように改める。

#### 第一百七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び

監督すること。

1.3 連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第四百四十六条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第五百十一条5に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。

- 1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。
- 1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によって賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。
- 1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。
- 1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。
- 1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。
- 1.12 郵便業務理事会及び事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限り。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

- 1.13 第一百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。
- 1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。
- 1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。
  - 1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。
  - 1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国
- 1.16 削除
- 1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。
- 1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関する行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大會議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

- 1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。
- 1.20 第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。
- 1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。
- 1.22 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討すること。
- 1.23 国際事務局の活動を監督すること。
- 1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。
- 1.25 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

- 1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。
- 1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。
- 1.28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。
- 1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十三条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。
- 1.30 第二百二十三条に規定する関連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員の資格を取り消すこと。
- 1.31 連合の財政規則を定めること。
- 1.32 予備基金の管理規則を定めること。

1.33 特別基金の管理規則を定めること。

1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35 任意基金の管理規則を定めること。

1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37 福祉基金規則を定めること。

1.38 第五十三条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

## 第二条

一般規則第百八条を次のように改める。

### 第百八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加

盟国とする。

2 管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5 削除

### 第三条

一般規則第百九条を次のように改める。

## 第百九条 オブザーバー

### 1 オブザーバー

1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3 諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の管理理事会の機関の会合に参加する権利も有する。

### 2 原則

2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が管理理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合に

は、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

#### 第四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

#### 第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 加盟国及びその指定された事業体に関する技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

と。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 削除

1.9 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会

に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に係りのある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第四百四十一条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得たため当該議案を提出するに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告（連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定）として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第一百五十三条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

## 第五条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出する。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

## 5 削除

## 第六条

一般規則第百十五条を次のように改める。

## 第百十五条 オブザーバー

## 1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3 諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の郵便業務理事会の機関の会合に参加する権利を有する。

## 2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能力を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が郵便業務理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場

合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

## 第七条

一般規則第二百二十条を次のように改める。

### 第二百二十条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 非政府機関（利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表するものを含む。）  
、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体、学術機関及び研究機関、シンクタンク及びこれに類する知識に立脚した機

関その他これらに類する連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する組織

1.2 加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物

2 諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国に主たる事業の拠点を有し、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.2に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

3 諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

4 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

## 第八条

一般規則第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十一条 諮問委員会への参加

1 諮問委員会への参加は、第七十七条1.30の規定に従って管理理事会が定める申請及び承認の手続によって

決定される。

2 前条2に定める要件の適用を妨げることなく、同条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。

2の二 諮問委員会への参加の取消しは、第一百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める手続によって決定される。

3 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

## 第九条

一般規則第二百二十二条を次のように改める。

### 第二百二十二条 諮問委員会の権限

1 諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第九百九条2.3及び第九百十五條2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4 削除

1.5 第一百七条<sup>1.22</sup>及び第百十三条<sup>1.7</sup>に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

## 第十条

一般規則第二百二十三条を次のように改める。

### 第二百二十三条 諮問委員会の組織

1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従って、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事

会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

3 諮問委員会は、少なくとも一年に一回又はその活動のために適当と認める場合にはより多く会合する。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

## 第十一条

一般規則第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十四条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1 2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第九九条及び第一百五條並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関

の会合に参加する権利を有する。

2 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、同委員会を唯一代表する代表者を指名するものとし、当該代表者は、同委員会の名において、第二百二十二条に規定する検討の結果を正式に提供するものとする。この指名された代表者は、同委員会の名において、関連する第九条及び第一百五条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。

3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

## 第十二条

一般規則第二百五条を次のように改める。

### 第二百五条 諮問委員会のオブザーバー

1 加盟国並びに第二百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会

の会合に参加することができる。

2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

3 例外的な場合には、諮問委員会の会合又は当該会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、諮問委員会又はその議長が、管理理事会の議長及び事務局長と協議の上、個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に關する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係するオブザーバー及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。した

がつて、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

### 第十三条

一般規則第二百二十六条を次のように改める。

#### 第二百二十六条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第百十一条及び第百十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二

箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

#### 第十四条

一般規則第三百三十三条を次のように改める。

第三百三十三条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、諮問委員会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること（紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従って提供されるものとする。）、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、適当な場合には、特定の問

題についての他の加盟国、これらの加盟国の指定された事業体、諮問委員会の委員及び公衆の意見を知らずために照会を行う。当該照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国、その指定された事業体又は諮問委員会の委員から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

## 第十五条

一般規則第四百四十六条を次のように改める。

### 第四百四十六条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年及び二千二十三年については三千八百八十九万三十三スイス・フラン並びに二千二十四年及び二千二十五年については三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十五年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についても後者の最高限度額が適用され

る。

2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認め、た俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超

過することができ。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十四年三月一日に効力を生じ（例外として、第十五条の規定は、二千二十四年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。